【費用の負担】

養護老人ホームにおける費用負担は、入居者本人、およびその主たる扶養義務者の両方から、その負担能力に応じて表1および表2に定める費用徴収基準月額を負担していただくことになります。主たる扶養義務者については、下記をご覧ください。

主たる扶養義務者がおられない場合は、入居者本人のみのご負担になります。

（主たる扶養義務者）

民法に定める扶養義務者のうち、原則として入居者本人と同居していた配偶者または子となります。

別居している場合でも、扶養の実態がある場合には、別居している配偶者または子も対象とする場合があります。

主たる扶養義務者となり得る方が2人以上いる場合は、税額が多い方の扶養義務者を「主たる扶養義務者」とします。

表1 ： 入居者に適用される費用徴収基準月額

単位:円

対象収入額による階層区分		費用徴収基準月額	対象収入額による階層区分		費用徴収基準月額	対象収入額による階層区分		費用徴収基準月額
1	0 ～ 270,000	0	15	520,001 ～ 540,000	20,800	29	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800
2	270,001 ～ 280,000	1,000	16	540,001 ～ 560,000	22,500	30	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400
3	280,001 ～ 300,000	1,800	17	560,001 ～ 580,000	24,100	31	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100
4	300,001 ～ 320,000	3,400	18	580,001 ～ 600,000	25,800	32	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800
5	320,001 ～ 340,000	4,700	19	600,001 ～ 640,000	27,500	33	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400
6	340,001 ～ 360,000	5,800	20	640,001 ～ 680,000	30,800	34	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100
7	360,001 ～ 380,000	7,500	21	680,001 ～ 720,000	34,100	35	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100
8	380,001 ～ 400,000	9,100	22	720,001 ～ 760,000	37,500	36	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100
9	400,001 ～ 420,000	10,800	23	760,001 ～ 800,000	39,800	37	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100
10	420,001 ～ 440,000	12,500	24	800,001 ～ 840,000	41,800	38	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100
11	440,001 ～ 460,000	14,100	25	840,001 ～ 880,000	43,800	39	1,500,001円以上の場合の費用徴収基準額は、150万円超過額×0.9÷12月＋81,100円（100円未満切り捨て）	
12	460,001 ～ 480,000	15,800	26	880,001 ～ 920,000	45,800			
13	480,001 ～ 500,000	17,500	27	920,001 ～ 960,000	47,800			
14	500,001 ～ 520,000	19,100	28	960,001 ～ 1,000,000	49,800			

（注1）表1における「対象収入額」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入になります。

（注2）月の途中で入居、または退居した場合は、日割り計算となります。

表2 ： 主たる扶養義務者に適用される費用徴収基準月額

単位:円

税額等による階層区分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保険者		0
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税者		0
C1	A階層およびB階層を除き、前年分の所得税が非課税者	当該年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税）	4,500
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D1	A階層およびB階層を除き、前年分の所得税課税者であって、その税額の年額区分が右の額であるもの	30,000 以下	9,000
D2		30,001 ～ 80,000	13,500
D3		80,001 ～ 140,000	18,700
D4		140,001 ～ 280,000	29,000
D5		280,001 ～ 500,000	41,200
D6		500,001 ～ 800,000	54,200
D7		800,001 ～ 1,160,000	68,700
D8		1,160,001 ～ 1,650,000	85,000
D9		1,650,001 ～ 2,260,000	102,900
D10		2,260,001 ～ 3,000,000	122,500
D11		3,000,001 ～ 3,960,000	143,800
D12		3,690,001 ～ 5,030,000	166,600
D13		5,030,001 ～ 6,270,000	191,200
D14		6,270,001 以上	その月における被措置者にかかる措置費の支弁額

（注）月の途中で入居、または退居した場合は、日割り計算となります。